

名古屋税関保税会

(保税工場・製造工場編)

平成30年10月

監視部 保税検査第2部門



○ 税関（監視部）の業務

☆ 監視取締り業務（社会悪物品の水際取締り）

- ◇ 船舶・航空機及びその乗組員や旅客の取締り
 - ◇ 輸出入貨物や国際郵便の取締り等
-

☆ 保税業務（保税制度）

- ◇ 保税地域の監督に関すること
 - ◇ 保税地域内における手続き及び保税運送手続き等
 - ◇ 歩留り事務等
-

○ 監視部の組織

☆ 監視部の組織

- ◇ 保税、密輸対策企画室、麻薬探知犬管理室、コンテナ検査センター他
-

☆ 保税の概要

- ◇ 保税取締総括、保税総括、保税取締、保税検査第1、保税検査第2
-

☆ 保税検査第2部門の担当業務

- ◇ 保税総括許可部門・・・保税地域許認可事務
- ◇ 保税取締部門・・・・・・保税工場及び製造工場の歩留り調査・査定、保税運送等許認可受理
- ◇ 保税検査第1部門・・・指定保税地域、保税蔵置場の検査
- ◇ 保税検査第2部門・・・保税工場、総合保税地域、製造工場(定率法13条、同法19条、暫定法9条の2)

○ 関税とは

☆ 関税とは

国家が法律又は条約により輸入貨物に課し、原則として、その貨物の輸入者から徴収する租税

☆ 関税の目的

- ◇ 財政収入の確保
 - ◇ 国内産業の保護
-

☆ 関係法令

- ◇ 関税法：税関行政の根拠規定
 - ◇ 関税定率法：関税の税率、課税標準、関税の軽減・免除等の規定
 - ◇ 関税暫定措置法：関税法及び関税定率法の特例法
-

○ 保税とは

☆ 保税という言葉については、関税法上、特に定義はありませんが、広辞苑によると、「関税の賦課は保留されている状態」となっていることを言います。

☆ 「貨物の輸出入は、すべて通関手続を要するので、貨物の国内への引取り又は船舶、航空機への積込みに当たっては、通関手続を行うための施設が必要です。

また、輸入手続をしないで、外国貨物を特定の場所に蔵置し加工・製造等を行えば、商工経営上便利であり、貿易の振興、文化の交流をはかる見地から有益です。

このような必要から設けられたものが保税地域です。」

（「関税法規精解」より）

○ 保税地域の種類と機能（関税法第29条）

種 類	機 能	蔵置期間
指定保税地域	外国貨物の積卸し、一時蔵置（一時保管） 点検、改装、仕分け	1ヶ月
保税蔵置場	外国貨物の積卸し、一時蔵置（保管） 点検、改装、仕分け	2年（延長可）
保税工場	外国貨物を原料とする加工・製造	2年（延長可）
保税展示場	外国貨物の展示・使用	許可期間内
総合保税地域	上記の総合的機能	2年（延長可）

- ◇ 外国貨物は保税地域以外の場所に置くことができません。【関税法第30条】
- ◇ 輸入申告は、原則その申告に係る貨物を保税地域又は税関長が指定した場所に入れた後にします。【関税法第67条の2】

○ 保税工場検査とは（関税法第105条の権限）

☆ 目的

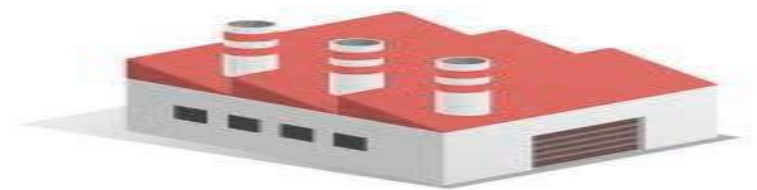
関税法令に定められた各種の義務規定、許可条件の遵守及び履行並びに適正かつ公平な課税を図るために保税工場の健全な運営を資するために実施します。

☆ 主な検査項目

- ◇ 貨物の搬出入に関する検査
 - ◇ 貨物の保管・管理に関する検査
 - ◇ 貨物の製造に関する検査
 - ◇ 記帳状況に関する検査
 - ◇ 社内管理体制に関する検査
-

○ 保税工場制度とは

低廉で海外に積戻すために、原料品について外国貨物のままで製造等の作業(保税作業)を行なうことを可能とした制度が保税工場制度です。



○ 製造工場制度とは

わが国の畜産農家が、良質かつ低廉な飼料を安定的に供給される目的で、飼料製造に使用される「こうりゃん、とうもろこし及び小麦等」の関税負担を軽減することで、国民生活の安定を図ろうとするものです。



○ 保税工場等の許可条件

- ☆ 保税作業の種類又は保税作業に使用する貨物の種類を変更する必要がある場合は、事前に届け出ること
 - ☆ 保税工場の名称、役員、主要な従業者等の変更があった場合には遅滞なく届け出ること
 - ☆ 保税台帳は2年間保存すること
 - ☆ 法第43条第3号から第7号（申請者の制限）に該当することとなった場合は、直ちに届け出ること
-

○ 保税工場の機能等

☆みなし蔵置場(関税法第56条第2項)

保税工場の保税作業に使用する貨物は、当該工場に入れた日から3ヶ月間に限り、保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなします。

☆外国貨物を置くことができる期間(関税法第57条、関税法施行令第50条の2、関税法第43条の3)

保税工場に保税作業のために置くこと又は保税作業に使用することが承認(移入承認)された日から2年です。ただし、特別の事由があると認めるときは、延長が認められます。

☆併設蔵置場(関税法第56条第3項)

保税工場の一部の場所について、保税蔵置場の許可を併せて受けることができます。その際の許可手数料は、一般の保税蔵置場の2分の1となります。

○ 保税工場の届出

保税作業の届出(関税法第58条)

保税工場において保税作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければなりません。

都度報告：保税作業終了届 (C-3260)

指定保税工場の簡易手続き (関税法第61条の2第2項)

前項の指定を受けた者は、政令で定める事項を記載した報告書を翌月10日までに、税関に提出しなければなりません。

月毎報告：加工製造等報告書 (C-3310) (C-3312)

○ 製造工場の届出

製造用原料品による製造が終了した際の届出 (定率法13条-5)(暫定法9条の2-5)

製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、そのつど又は随時、その製品について検査を受けなければなりません。

月毎報告：製造用原料品による製造終了届 (T-1130)

○ 保税工場に係る内国貨物の使用等

☆ 原則【外貨単独作業】

外国貨物と内国貨物を使用してできた製品は、外国貨物とみなされます。

☆ 例外【内外貨混合作業】

承認を受けて外国貨物と同種の内国貨物を混合使用してできた製品のうち、外国貨物の数量に対応するものを外国貨物と看做します。ただし、歩留りの設定(査定歩留り)が必要です。

○ 保税工場の内外貨混合使用承認に係る内貨原料の規格

原則：【個別管理】(関税法基本通達59-1(2))

- ☆ 外貨原料品と全く同種の内国貨物
- ☆ 外貨原料品と税番税率等は異なるが、商習慣上は同種の原料品と認められる内国貨物
- ☆ 外貨原料品と税番、税率または統計番号が異なり、商習慣上も必ずしも同種の原料とはいえないが、混合作業を行ったときに、外貨原料品単独作業のときと等質の製品が製造できる内国貨物

特例：【総量管理】(関税法基本通達61の2-(2))

- ☆ 外貨原料品と全く同種の内国貨物
- ☆ 外貨原料品と同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる内国貨物

○ 貨物管理方式で内外貨混合使用による製品特定の相違点

貨物管理方式 管理方法	個 別 管 理	総 量 管 理
原料・製品管理	<ul style="list-style-type: none"> ・IM単位の管理 ・区分蔵置が必要 ・差し札が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・先入先出方式による管理 ・原則、区分蔵置は不要 ・差し札は不要
記帳義務	原料使用時	一部省略可(社内帳票使用)
原料引落とし	原料使用時	製品出荷(積戻申告)時
外貨製品特定時期	製造した時	積戻しの時
歩留りの設定	歩留り $\frac{\text{製品数量}}{\text{原料品数量}}$	原単位 $\frac{\text{原料品数量}}{\text{製品数量}}$
外貨の亡失	外貨の亡失(関税徴収)	内貨の亡失(外貨と振替)

○ 保税工場における記帳義務について

保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場にある外国貨物についての帳簿を設け、**政令で定める事項**を記載しなければなりません。【関税法第61条の3】



原料置場		製造設備		製品置場		
原料搬入 (第1号)	原料使用 (第2号)	製造終了 (第3号)	保工外への払 出(第4号)	輸入許可(第5 号)	輸入許可前引 取 (第6号)	製品搬出 (第7号)
貨物の記号、番 号、品名、数量、 価格、搬入年月 日、承認番号(船 舶の名称、入港 年月日、保税運 送承認番号)	貨物の記号、 番号、品名、 数量、使用 年月日	製品の記号、 番号、品名、 数量、終了年 月日	貨物の記号、 番号、品名、数 量、出した場所	貨物の記号、番 号、品名、数量、 許可年月日、許 可番号	貨物の記号、 番号、品名、 数量、承認年 月日、承認番 号	貨物の記号、番号、 品名、数量、価格、 搬出年月日、目的、 許可・承認番号(船 舶の名称、出港年 月日)
保管で可	追記で可			保管で可		

指定保税工場の場合

省略可【総量管理】

○ 保税工場の貨物の搬入時

- ☆ 搬入貨物と搬入関係書類(保税運送承認書、ポートノート、送り状等)との対査・確認は確実に実施していますか。
また、搬入貨物に数量の過不足または損傷があった場合は、その内容が搬入関係書類に注記されていますか。

- ☆ 保税工場で使用する貨物(外貨のまま又は保税工場に搬入後輸入許可を受けて保税作業に使用する貨物並びにこれらと同種の貨物で保税工場における内貨作業に使用するもの)以外の外国貨物が搬入されていませんか。



- ・貨物の記号
- ・番号、品名
- ・数量、価格
- ・搬入年月日
- ・IM年月日、承認番号
- ・指定保税工場の場合
(船舶の名称、入港年月日、保税運送承認番号)

関係書類の保管可

○ 保税工場の貨物の蔵置時

- ☆ 保税工場区域外に外国貨物である原料、製品、副産物、仕掛品、包装材料等が蔵置されていませんか。
- ☆ 外国貨物である原料及び製品等の区分蔵置（IM承認毎の区分、さし札、はい付）がされていますか（ただし、総量管理の場合は除く。）。
- ☆ IM未承認のまま3ヶ月を超えて蔵置されていませんか。
- ☆ IM承認されてから2年を超えて蔵置されていませんか。



○ 保税工場の貨物の使用・終了時

☆ 個別管理

- ◆ 製造期間経過後に製造した外貨製品について外貨特定を行い、区分蔵置していますか。
- ◆ 外国貨物である副産物、発生くず及び古包装材料も、区分蔵置していますか。
- ◆ さ細な副産物引取申し出を税関に提出(包括の場合は引取記帳)し、又は輸入許可若しくは滅却承認を受けてから国内に引き取られていますか。

※ 総量管理の場合は、貨物管理は要りません。



- ・製品の記号
- ・番号、品名
- ・数量、価格
- ・使用した年月日
- ・作業終了した年月日

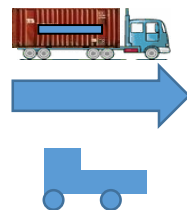
関係書類の追記可

○ 保税工場外許可を受け貨物を出した時

☆ 個別管理

◆ 保税工場外作業場への搬出入に係る記帳が、正確になされていますか。

※ 総量管理の場合は、貨物管理は要りません。



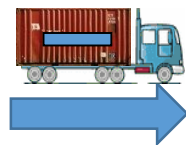
保税工場外作業場へ

- ・出した場所
- ・貨物の記号
- ・貨物の番号
- ・貨物の品名
- ・貨物の数量

○ 保税工場の製品の搬出時

☆ 総量管理

外貨製品特定時(積戻し申告時、輸入申告時、保税運送申告時及び包括保税運送の場合は発送確認時)に、査定歩留りにより外貨原料引落し数量を算出し、保税台帳から速やかに、かつ正確に引き落とされていますか。



- ・製品の記号、番号
- ・製品の品名、数量、価格
- ・搬出年月日、目的
- ・搬出に必要とされる許可・承認を受けた年月日及びそれらの許可・承認番号
(ただし、指定保税工場の場合は、船舶の名称、出港予定年月日)



○ 保税工場における非違とは

【処分】(法第61条の4/準用・法48条)

- ▶ 保税工場の許可の取消し
 - ▶ 外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入停止若しくは、保税工場において保税作業することを停止
 - ▶ 通告処分(法人罰)・関税等の追徴
-

【原因】

- ▶ 保税関係業務を全て担当一人で行っているものです。
 - ▶ 関税法の認識不足等によるものです。etc.
-

○ 処分規定に係る基礎点数（関税法基本通達48-1別表1）（その1）

非 違 の 態 様	基礎点数
	10件以下 (※1)
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可または承認を要する行為について、当該許可または承認を受けることなく当該行為を行うことです。 (例えば、保税地域外蔵置、無許可見本持出し、未承認運送etc.)	3
2. 税関への届出若しくは報告等または自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等または記帳を怠ることです。 (例えば、記帳漏れ、無届工事、亡失についての無届etc.)	2 (※2)

(※1) 非違件数が10件を超える場合は、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算します。

(※2) 非違件数が10件を超える場合は、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算しますが、合計点数は60点を限度とします。

○ 処分規定に係る加算点数（関税法基本通達48-1別表1）（その2）

☆ 関与者による加算

関 与 者	加算点数
被許可者（被許可者が法人である場合は、その役員）	30
代理人または支配人その他の主要な従業者	10

※ 代理人または支配人……………総合責任者

※ 主要な従業者……………貨物管理責任者、顧客責任者、委託関係責任者

☆ 過去の搬入停止処分に至らない非違があった場合の加算

期 間	加算点数
非違が最後に行われた日から1年以内	10
非違が最後に行われた日から2年以内	7
非違が最後に行われた日から3年以内	5

○ 処分規定に係る減算点数（関税法基本通達48-1別表1）（その3）

☆ 自発的な非違があった旨の申し出があった場合の減算 （基礎点数＋加算点）の1／2に相当する点数

ただし、

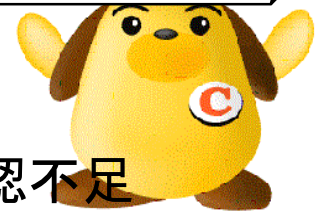
- ◆ 税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合
- ◆ 過去に同様の非違が行われた場合
等、減算することが適当でないと認められる場合を除きます。

☆ 直ちに再発防止のための方策を講じた場合の減算 10点を限度として減算

ただし、

- ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
等、減算することが適当でないと認められる場合を除きます。

再確認を！！



○ 保税工場において気をつけることは（その1）

- ☆ 二重チェックの励行をしていますか。
帳簿（原料台帳、製品整理簿等）及び加工製造等報告書における誤りは、確認不足による単純な転記ミスが多いことから、常にチェック体制の構築を図ることが大切です。
- ☆ CPに係る「貨物管理規則」及び「社内管理体制」は現状と一致していますか。
人事異動等により組織変更があった場合は、必ず組織図等チェックし、速やかに対応することが大切です。
- ☆ 原料台帳等は、確実に日別に記載することが大切です。
- ☆ 各種届け出等は遺漏なく提出されていますか。
 - ・保税工場の増改築に伴う場合：「貨物収容能力の増減等の届出（C-3160）」（工事届）
 - ・作業工程の機械設備を更新又は撤去する場合（新しいラインを含む。）
 - ・許可・承認区域外にテント倉庫等を設置し、製品を蔵置する場合
 - ・保税工場の面積変更する場合
 - ・製造方法（主要な機械設備を含む。）等を変更しようとする場合
 - ・新製品の製造に伴う場合：「保税作業の種類等の変更承認申請書」

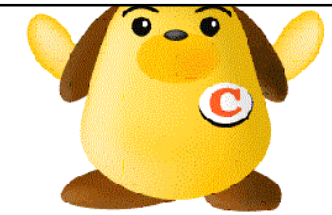
再確認を！！



○ 保税工場において気をつけること（その2）

- ☆ 届出ていない原料品を使用し、届出ていない製品を製造していませんか。
- ☆ 個別管理においては、各貨物の「区分」は、はっきりさせていますか。
- ☆ 総量管理においては、製品に対する外貨原料の把握等が的確になされていますか。
- ☆ 古包装材料(包括)引取りについて、一種の輸入行為であるとの認識がありますか。
- ☆ 移入承認(IM)された貨物の蔵置期限(2年)管理は適正になされていますか。
- ☆ 外貨原料配合割合等で規格変更に伴う歩留り変更があった場合、計算式の変更はできていますか。
- ☆ 保税工場の許可区域外で保税作業工程を行っていませんか。
- ☆ 許可を受けずに、保税工場外の関連企業等に保税作業を委託していませんか。

再確認を！！



○ 保税工場において気をつけること（その3）

☆ 保税原料あるいは製品を保税工場外に蔵置していませんか。

☆ 外貨原料の過大引き落としをしていませんか。

【主な事例】

- ・外貨原料配合割合が変更されていたが、社内システムの訂正を忘れていた。
- ・歩留通知書が新たに発出されたが、旧適用数値のままであった。
- ・製品中の成分含有率を誤って社内システムに入力した。
- ・外貨原料引き落としの際、製品重量のグロス重量を用いて計算していた。

☆ コンテナで搬入された貨物に外貨原料品以外の外貨が含まれていませんか。

☆ 税関の手続きを受けることなく、保税製品を他の保税地域に運送していませんか。

○ 定13条製造工場に係る原料の指定・規格及び減免税措置

☆ 定13条原料

◆ 配合飼料(定規則2条第1項第3号)

原料品名:とうもろこし、こうりゃん、グリーンソルガム、ライ麦、カッサバ芋、甘しょ生切干
その形状:ひき砕いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの、加圧により加熱したもの

◆ 単体飼料(定規則2条第2項)

原料品名:とうもろこし、こうりゃん、グリーンソルガム
その形状:加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの、加圧により加熱したもの

※ 粉碎等の加工をしたものは、配合飼料として扱われます。

☆ 上記原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で製造が終了するものについては、その関税を軽減し、又は免除します。

○ 暫9条の2製造工場に係る原料の指定・規格及び減免税措置

☆ 暫9条の2原料(暫規則11条第1項第2号)

◆ 配合飼料

原料品名:オーストラリア協定に基づく関税譲許の便益を受けた小麦・大麦

その形状:ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの、加圧により加熱したもの

◆ 単体飼料

● 豪州産の小麦

原料品名:オーストラリア協定に基づく関税譲許の便益を受けた小麦

その形状:・ひき砕いたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30%以上のもの)

・ひき割りしたもの(同上)

・加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの

● 豪州産の大麦

原料品名:オーストラリア協定に基づく関税譲許の便益を受けた大麦

その形状:・ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、扁平状に押しつぶしたもの

☆ 上記原料品の輸入の許可の日から一年以内に製造が終了するものについては、その関税を軽減し、又は免除します。

○ 製造工場に係る配合飼料の配合規格（定率規則第2-1-1（別表）、暫規則第11）

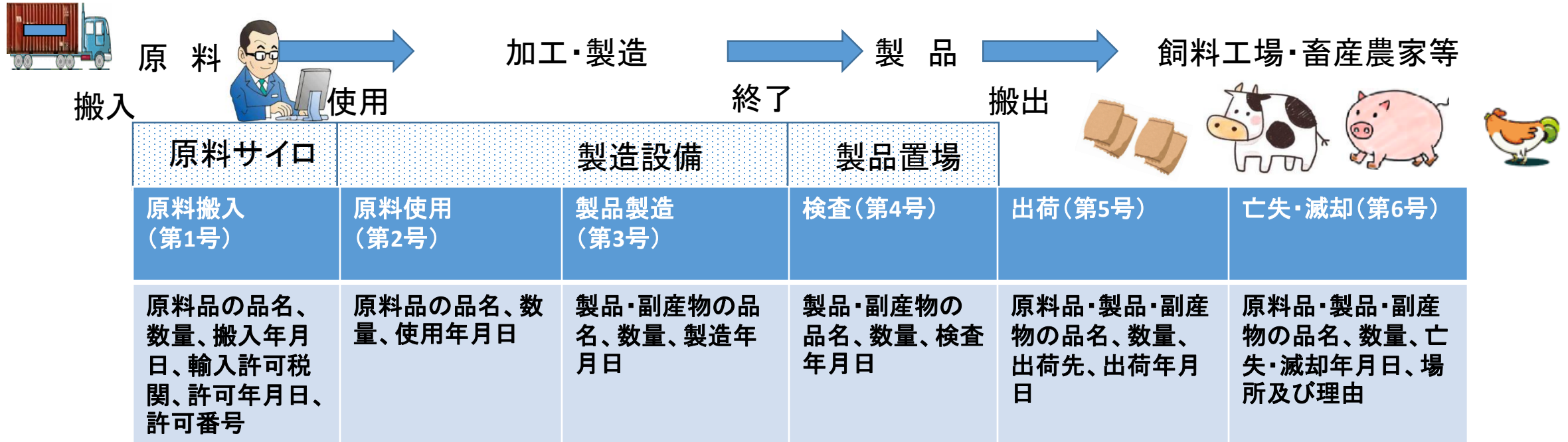
配合飼料	配合割合
1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ）の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
	飼料添加物を定める件（昭和51年農林省告示第750号）により定められた飼料添加物（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1（1）の表に掲げる飼料添加物の除く。）であつて、食品衛生法第10条により使用が禁じられている添加物を含むこと。
2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの（第1号に該当するものを除く。）	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第6条に規定する原料品（砂糖及び糖みつを除く。）、若しくはこれらと同種の他の原料品又はオート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末若しくは麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの（前2号に該当するものを除く。）	色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。
4 その他	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外原料品の含有量の合計が全重量の12%以上であること。
	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル、フィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の50%以上であること。

※ この表において「フィッシュソリュブル」の含有量については、乾燥状態のフィッシュソリュブルの重量によるものとする。

○ 製造工場における記帳義務について

軽減、免除を受けた者（譲許の便益の適用を受けた者）は、承認工場ごとに帳簿を備え、下記の事項を記載しなければなりません。

※ なお、承認工場の場合は、港頭地区保税蔵置場に免税原料に係る輸入許可を受けた時点で、工場外残として帳簿の記帳が必要です。



○ 関税が徴収される場合

☆ 下記のいずれかに該当する場合は、免税を受けた関税を直ちに徴収することになりますのでご注意ください。

- ◆ 用途外使用の承認を受け、又は承認を受けずに、用途外使用をした場合
- ◆ 用途外使用のために譲渡した場合
- ◆ 輸入の許可の日から1年以内に製造を終了しなかった場合
- ◆ 輸入の許可の日から1年以内に製造を終了し、届出を行わなかった場合
- ◆ 承認を受けた製造工場以外の場所で製造した場合
- ◆ 混用使用の承認を受けずに、同種の他の原料品と混用使用した場合
- ◆ 原料品の数量に対する飼料の数量の割合が、その製造の方法、工場の設備その他の事情を勘案して合理的を認められる割合を下回った場合

○ 用途外使用（定基達13-15）（暫基達9の2-16）

☆ 用途外使用は原則不可

飼料の規格を満たさないものは、たとえ飼料に使用したとしても、用途外使用に該当し、製造用原料品として使用した量に応じた関税が徴収されるとともに、罰則の対象にもなりますので、ご注意ください。

- ◆ 罰則:1年以下の懲役 または 200万円以下の罰金
- ◆ 工場承認の際に付した条件により、工場の承認取消しの可能性があります。

☆ 用途外使用が可能な場合

やむを得ない理由（腐敗、変質その他の理由等）があり、税関長の承認を受けたときのみ可能です。 ◆ 罰則:1年以下の懲役 または 200万円以下の罰金

用途外使用等承認申請書（税関様式T-1140）

○ 製造用原料品の譲渡（定基達13-19）（暫基達9の2-20）

☆ 製造用原料品の譲渡

他の製造工場（他社のものを含む）において何らかの事情で原料の入荷が遅れ、製造用原料品が不足し生産に支障をきたした場合は、使用を予定していた工場が保管する製造用原料品を、原料不足をきたした製造工場に譲渡することができます。

製造用原料品等の譲渡届（税関様式T-1170）

☆ 単体飼料製造工場の免税確定原料を使用する場合

単体飼料製造工場から、免税の加熱・圧ぺん等の処理をした「とうもろこし等」を調達して配合飼料の製造を行う場合は、製造用原料品とは取り扱わず、その他の内貨原料品として取り扱うことになるため、製造用原料品の譲渡には当たりません。

○ 同種製造用原料品との混用使用（定基達13-12）（暫基達9の2-12）

- ☆ 免税の製造用原料品とこれと同種の他の原料品との混用使用の場合
製造用原料品と同種の課税済原料品または同種の国産原料品との混用使用は、あらかじめ税関長が免税原料品による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合のみとなりますので、ご注意ください。

製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書（税関様式T-1110）

- ☆ 単体飼料製造工場の免税確定原料を混用する場合
単体飼料製造工場から、免税の加熱・圧ぺん等の処理をした「とうもろこし等」を調達して配合飼料の製造を行う場合は、免税原料とは取り扱わず、その他の原料として取り扱うこととなり、ここでいう混用使用には当たりません。

○ 同時蔵置の制限

☆ 同時蔵置の要件

製造用原料品とその他の同種の原料品を、同一タンクやサイロに蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、同時蔵置が認められます。

なお、平成29年4月1日より、飼料製造用の免税とうもろこしと課税済みとうもろこし、国産とうもろこしの同時蔵置も認められるようになりました。

☆ 同時蔵置する場合の条件

- ◆ 搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により、数量の測定を確実に実施できることが必要です。
 - ◆ 製造用原料品に関する記帳義務に従い、記帳を適正に実施できることが必要です。
-

○ 製造用原料品等の亡失・減却（定基達13-17）（暫基達9の2-18）

免税原料品または製品（半製品を含む）が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合または税関長の承認を得て減却した場合を除き、製造工場で原料等が亡失した場合または税関長の承認を受けずに減却した場合には、その数量に対して本来課税されるべき関税が徴収されることとなりますので、ご注意ください。

◆ 亡失の場合

製造用原料品等の亡失届（税関様式T-1150）

◆ 減却の場合

製造用原料品等の減却承認申請書（税関様式T-1160）

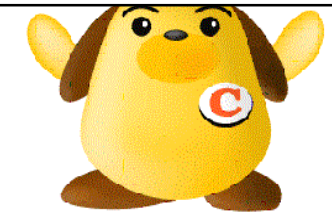
再確認を！！



○ 製造工場において気をつけること（その1）

- ◆ 届出ていない免税原料品を使用していませんか。また、届出ていない製品を製造していませんか。
- ◆ 棚卸しを毎月行っていますか（使用量と在庫量の整合性の確認）。
- ◆ 原料使用数量は、製品数量に社内歩留り数値を乗じて算出していませんか。
- ◆ 製品出来高は、作業指図書の数値（計画数量）をもって記載していませんか。（製品出来高は、日々実質計量された投入原料の数値を記帳しなければなりません。）

再確認を！！



○ 製造工場において気をつけること（その2）

- ◆ 製造終了届の製造歩留りは常に合理的な範囲内にありますか。
- ◆ 他の製造工場で免税原料をもって製造した単体飼料（あるいは、2種混合飼料）を原料として使用した際に「免税原料品とうもろこし」として製造終了届明細票に計上していませんか。
 - ・本原料は、「その他の内国原料品」として計上してください。
- ◆ 返品された製品の再投入（同一銘柄）に係る記帳処理は大丈夫ですか。
（当該返品分は、飼料製造終了届「明細票」の再製造分の欄に記載してください。）

麻薬、けん銃等の密輸防止にご協力を

名古屋税関では、麻薬及びけん銃などの水際取締りを一層強化することとしております。

皆様の密輸防止に対するご協力をお願いします。

名古屋税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

